平成２１年（フ）第７６５号
東京都西東京市田無町７丁目18番24―202号
債務者　米澤　毅彦
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月８日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７７８号
東京都府中市清水が丘３丁目12番地の45中川荘102号
債務者　加茂　俊一
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月８日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４４号
秋田県横手市平鹿町醍醐字馬鞍163番地
債務者　佐々木　豊
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１４７号
秋田県湯沢市倉内字川原田40番地13
債務者　佐藤　　敦
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１５６号
長崎県佐世保市白南風町20番33号　野邊方、旧住所兵庫県神戸市垂水区学が丘２丁目１番428―304号
債務者　皆内　由子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１３９号
栃木県小山市大字喜沢272番地１　アローンライフ107号
債務者　小野口博之
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１３９１４号
埼玉県朝霞市仲町１丁目２―18―301
債務者　久保田俊博
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９１５号
東京都練馬区錦１丁目38―２―206
債務者　小林　光幸
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８９号
東京都立川市上砂町５丁目59番地の２ウインテラス立川201号
債務者　成澤　健之
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１９６号
長崎県北松浦郡佐々町口石免1300番地２　センチュリーエクセレントレジデンスMファースト106号室、旧住所長崎県佐世保市母ヶ浦町2002番地２
債務者　金田　圭介
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第７８１号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎180番地タカラ瑞穂マンション201号
債務者　坂和　敏明
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５２号
山口県周南市城ヶ丘３丁目10番６―307号
債務者　田中　敬士
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１６２号
山口県周南市大内町13番１号　キャッスル大内207号、前住所山口県周南市大字上村2181番地
債務者　安野　文雄
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前11時
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第８２３号
埼玉県さいたま市緑区東浦和５丁目15番地17
破産者　清宮　一夫
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５３号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目１番10―302号グリーンタウン松ヶ丘、旧住所埼玉県戸田市早瀬１丁目13番17号
破産者　永岡　清司
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２５８号
茨城県古河市谷貝1176番地26、旧住所埼玉県川口市中青木３丁目12番18号
破産者　上嶋　丈治
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係